

県立高等学校スクールカウンセラー活用事業に係る  
スクールソーシャルワーカー活用事業実施要項

宮城県教育委員会

(事業内容)

第1 事業の内容は、次のとおりとする。

- (1) 県立高等学校（以下「学校」という。）は、スクールソーシャルワーカーと密接な連携を図りながら、生徒に影響を及ぼしている家庭、学校、地域などの様々な環境改善に向けて、学校でのケース会議を開催する等、対象生徒の情報を得て、家庭、地域に赴き、その状況を把握しながら、関係機関とネットワークを構築し、情報を共有化して行動連携を図る。
- (2) 学校は、スクールソーシャルワーカーの援助の下、教職員に対する研修や事例研究等を行い、校内のチーム体制構築を図り、保護者への支援、専門機関との適切な連携に努める。
- (3) 宮城県教育委員会（以下「教育委員会」という。）は、学校の事業担当者及びスクールソーシャルワーカーとの連絡協議会（以下「連絡協議会」という。）を開催し、情報交換や研修等を行う。

(実施方法)

第2 事業の実施方法は、次のとおりとする。

- (1) 実施期間  
一会計年度とする。
- (2) 配置先  
希望する学校に配置するものとする。
- (3) 配置回数等  
スクールソーシャルワーカーは、原則として1校当たり年間12日から34日までの範囲（月1日から週1日相当）で勤務し、1日当たり6時間勤務とする。ただし、教育委員会は、学校の実情に応じ、勤務日数及び勤務時間数を増減して配置することができるものとする。
- (4) 緊急派遣  
重大事故の発生等、スクールソーシャルワーカーの緊急支援が必要と判断される場合には、配置校の要請に基づき、教育委員会からスクールソーシャルワーカーを派遣することができる。
- (5) 他校派遣  
スクールソーシャルワーカーを配置していない学校及び県立中学校が、スクールソーシャルワーカーの支援を必要とする場合、教育委員会からスクールソーシャルワーカーを派遣することができる。
- (6) スクールソーシャルワーカーの選考  
学校に配置するスクールソーシャルワーカーは、次の各号のいずれかに該当する者の中から、教育委員会が選考するものとする。
  - ① 社会福祉士や精神保健福祉士等の資格を有する者
  - ② ①以外の者で、過去に教育や福祉の分野において活動経験があり、教育と福祉の両面に関して専門的な知識・技術を有するもの
- (7) スクールソーシャルワーカーの勤務
  - ① 相談日及び時間  
学校は、スクールソーシャルワーカーと協議の上、相談日及び時間を決定する。
  - ② スクールソーシャルワーカーは、勤務を要する時間において、配置校での職務に専

念するものとする。

(8) スクールソーシャルワーカーの職務

① スクールソーシャルワーカーは、学校長の指揮監督の下、次に掲げる業務を行うものとする。

- イ 問題を抱えた生徒が置かれた環境への働きかけ
- ロ 関係機関等とのネットワークの構築・連携・調整
- ハ 学校内における支援体制の構築・支援
- ニ 教職員及び保護者に対する支援・相談・情報提供
- ホ 教職員への研修活動
- ヘ 連絡協議会等への参加
- ト その他、生徒への支援に関して配置校において必要と認められる事項

② スクールソーシャルワーカーは、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(9) 事業報告等

学校は、別紙様式により、実施計画書、実施報告書及び毎月の業務内容等を教育委員会に報告する。

(スーパーバイザーの配置等)

第3 スーパーバイザーは、教育委員会の指揮監督の下に、次に掲げる業務を行う。

- ① スクールソーシャルワーカー及び教職員への助言及び援助
- ② 生徒、その保護者、教職員及び関係機関とのネットワークの構築
- ③ 各学校及び生徒のソーシャルワーク等に関する情報の収集及び提供
- ④ スクールソーシャルワーカー及び教職員の研修における指導及び助言
- ⑤ その他、教育委員会が必要であると認める業務

(スクールソーシャルワーカー及びスーパーバイザーの報酬等)

第4 スクールソーシャルワーカー及びスーパーバイザーの報酬等(緊急派遣、他校派遣を含む。)は、次のとおりとする。

- (1) 第2(5)の選考要件①に該当する者 1時間当たり5,000円
- (2) 第2(5)の選考要件②に該当する者 1時間当たり2,500円

2 前項に定めるもののほか、スクールソーシャルワーカーの報酬等は、会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例(令和元年宮城県条例第48号)の定めるところにより支給する。

3 労災保険は適用する。雇用保険及び社会保険については、勤務態様等により、適用する場合がある。

(その他)

第5 この要項に定めるもののほか、スクールソーシャルワーカーの取扱いに関し、必要な事項は、別に定める。

附 則

- 1 この要項は、令和2年4月1日から施行する。
- 2 高等学校スクールカウンセラー活用事業に係るスクールソーシャルワーカー活用事業実施要項(平成25年4月1日施行)は、廃止する。

附 則

この要項は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要項は、令和3年4月30日から施行する。

附 則

この要項は、令和4年11月14日から施行する。